

政令第 号

湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律の施行期日は、平成十八年四月一日とする。

理由

湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。